

原子力事業者防災業務計画の修正要旨

原子力災害対策特別措置法（平成12年6月16日施行、以下「原災法」という。）第7条第1項に基づき、美浜発電所、高浜発電所および大飯発電所の原子力事業者防災業務計画を修正しました。その要旨は以下のとおりです。

1. 修正年月日：平成29年11月10日

2. 主な修正内容

章	内 容	主な修正事項
第1章 総則	防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正方法等	—
第2章 原子力災害 事前対策の 実施	原子力災害に備える体制、原子力防災資機材の整備、原子力緊急事態支援組織との連携、原子力防災教育および訓練の実施等	—
第3章 緊急事態応 急対策の実 施等	警戒体制および原子力防災体制の発令、施設の立上げ、通報、情報の収集と報告、応急措置の実施、関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	<p><第1節> ○警戒事象の発生連絡後の経過に係る様式の統一等</p> <p><第2節> ○応急措置の概要報告について、適切な間隔で定期的に報告することを明確化</p> <p>○大飯地域の緊急時対応（平成29年10月27日原子力防災会議にて了承）を反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体からの要請に応じ、敷地施設緊急事態要避難者等の退避または避難で輸送手段として使用する福祉車両、バス等の提供や避難退域時検査および除染に係る要員の派遣、資機材の提供等を追記する。 （大飯発電所原子力事業者防災業務計画が対象） <p><別表> ○非常用炉心冷却装置（ECCS）の作動要求から作動失敗への見直し等の緊急時活動レベル（EAL）事象説明の一覧の見直し</p> <p>○シビアアクシデント対策等に関する一部資機材の削除等美浜発電所1、2号機廃止措置認可に伴う記載の修正</p>
第4章 原子力災害 中長期対策 の実施	原子力災害中長期対策の計画の策定、復旧対策の実施、関係機関への要員派遣および資機材の貸与等	—
第5章 その他	他の原子力事業者で原子力災害が発生した場合の要員派遣および資機材提供等	—

以 上